

登録橋梁基幹技能者  
資格更新案内・申込要領  
2020年度  
( 平成30年4月1日より運用 )



〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6-11

TEL 03-3507-5225 FAX 03-3507-5235 URL <http://www.jasbc.or.jp/>

## 資格更新者の方へ

### 登録基幹技能者講習事務規定改正による申込要領の変更について(国土交通省 事務連絡より)

「登録基幹技能者を主任技術者要件に位置づけることについて(事務連絡 平成29年3月28日付)」及び「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて(通知)(平成30年3月15日)」に伴う「登録橋梁基幹技能者講習事務規定」改正に則り資格更新申込要領の一部を変更します。  
(平成30年4月1日施行)

#### I. (別紙2)資格更新実務経験証明書の様式を以下のとおりに変更します。

##### ① (別紙2)資格更新実務経験証明書の様式変更

建設業の種類が複数(鋼構造物工事業、とび・土工工事業)あるため、**単一の建設業の種類を明記**し、その単一建設業における経験年数として、10年以上、その内、職長経験年数が3年以上であることを証明した書類を提出願います。⇒ 記載内容確認及び更新問題解答後「合格」と認定されると、新「講習修了証」(以下「修了証」と呼ぶ)の表面に「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と記載された「修了証」が交付されます。

##### ② 現在保有している建設業以外の種類の追加を希望される場合は、別途定める様式にて、追加する単一建設業における経験年数10年以上、その内、職長経験年数が3年以上であることを証明した実務経験証明書を提出願います。⇒ 記載内容確認後、新「修了証」の表面に、「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と追加記載された「修了証」が交付されます。

##### ③ 上記①にて既に新「修了証」保有の方の資格更新は、平成30年4月1日から資格更新申込直近までの実務経験(最低1年以上)を記載し、証明願います。(新「修了証」保有の方で、建設業の追加を希望される方は、②と同様に追加する単一建設業における経験年数10年以上、その内、職長経験年数が3年以上であることを証明した書類と「現有「修了証」原本を提出願います。⇒ 実務経験証明書記載内容確認、「修了証」原本裏面に、「この者は(建設業に種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と追記された「修了証」を返送致します。

#### II. 経過措置

1) 今回の事務規定改正以前に、登録橋梁基幹技能者講習を修了した方(資格更新者含む)に限り、建設工事に関する実務経験により記述した建設業が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数(10年以上)によって満たさない場合であっても、複数の建設業における経験年数によって満たす場合は、更新手続きを行うことができる。ただし、この場合新「修了証」の表面及び裏面に記載される「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載は出来ないものとする。

2) 今回の事務規定改正より以前に、交付された「修了証」は、有効期限まで有効です。  
(現有「修了証」では、主任技術者の要件を満たさないため、主に技術者登録は不可です)  
なお、I. の①または②について、新「修了証」交付申請書(特例様式-5)を提出することにより「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と表面に記載された新「修了証」を新たに交付します。  
新「修了証」の交付申請は、今回の事務規定変更以後より次回の資格更新前まで、随時受付します。(2023年度より通常資格更新手続きとなり、前回更新時以後の実務経歴証明となる)

※今回、資格更新を迎え、更新手続きをされる方については、日本橋梁建設協会ホームページの『登録橋梁基幹技能者講習募集案内』⇒「資格更新案内・申込要領」にて申込願います。  
申込書類の内容確認後、「資格更新用テキスト」及び「資格更新問題」を送付しますので、解答書返送後の採点結果判定において「合格」となった場合、新「修了証」の表面に、「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と記載された「修了証」を交付します。

今回資格更新時期でなく、新「修了証」を希望される方は、日本橋梁建設協会ホームページの『登録橋梁基幹技能者講習募集案内』⇒「新「修了証」交付案内・申込要領」にて申込願います。主任技術者要件に係る実務経験証明書(建設業の種類ごとに10年以上、その内、職長経験年数が3年以上)を提出していただき、内容確認後、新「修了証」の表面に、「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と記載された「修了証」を交付します。

## ● 資格更新申込から資格更新 新「修了証」送付までの流れ

### 資格更新時期の確認

「登録橋梁基幹技能者講習修了証」(以下「修了証」と呼ぶ)の有効期限は「修了証」に記載の修了年月日より5年間(「有効期限」記載あり)その後も5年毎に更新が必要です。更新後「修了証」には「主任技術者の要件を満たす者と認められます」が記載されます。

(2015年度認定講習修了者の例)

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
▲	▲ 1年	▲ 2年	▲ 3年	▲ 4年	▲ 5年
○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日

有効期限の1ヶ月前より受付開始、  
3ヶ月前頃までに申込手続き願います

資格更新期間

資格更新後、新「修了証」を送付(有効期限の1ヶ月前頃)

### 資格更新申込書類の入手

(一社)日本橋梁建設協会 事務局にて配布しています。

住所: 〒 105-0003 東京都港区西新橋1-6-11

TEL: 03-3507-5225 FAX: 03-3507-5235

また、(一社)日本橋梁建設協会ホームページ

<http://www.jasbc.or.jp/> からダウンロードできます。

### 資格更新申込書の提出

橋建協より資格更新者に送付(通信教育)

資格更新テキストの配布

- ・ 橋梁工事の安全管理
- ・ 橋梁工事の架設概論
- ・ 橋梁工事の工程・作業手順
- ・ 維持修繕
- ・ 関係法令改訂リーフレット

配布資料より資格更新問題20問を解答提出していただきます。

正答率が6割未満の場合は再試験を行います。

### 資格更新確認書・資格更新問題解答書の提出

資格更新「修了証」の送付 新「修了証」受領後、旧「修了証」は、各自で処分願います。

(有効期限の1ヶ月前頃)

(資格更新問題採点結果、模範解答を修了証と一緒に送付)

## 1. 資格更新申込要領

- ( 1 ) **必要書類** (書類に不備がある場合、更新できない場合がありますのでご注意願います)
- ① 資格更新申込書(別紙1)・・・ 必要箇所に記載、捺印、顔写真(1枚)貼付け  
資格更新手数料振込領収書(写し)貼付け
  - ② 資格更新者実務経験証明書(別紙2)
  - ③ 顔写真(縦3.0cm×横2.4cm) 2枚(カラー写真):サイズ厳守の事。  
・・・ i) 申請書に貼り付ける以外に1枚をビニール袋等で保護しクリップ留め  
ii) 写真は上半身無帽、無背景(白色より青色背景が良)申請6ヶ月以内撮影  
iii) 写真裏に所属会社及び氏名を記入
  - ④ 登録橋梁基幹技能者講習修了証・・・現在保有の「修了証」(表・裏面とも写し)
  - ⑤ 以下の証明書類(表面・裏面の両面の写しを貼付。  
・・・ i) 鋼橋架設等作業主任者技能講習修了証明書の写し  
ii) 足場の組立等の作業主任者技能講習修了証明書の写し  
iii) 玉掛技能講習修了証明書の写し  
iv) 職長教育または職長・安全衛生責任者教育修了証明書の写し  
※ 上記4種類の資格は必須です。(修了証写しが無い場合、資格更新できません)
  - ⑥ 返信用封筒・・・ 新「修了証」返送用として、『レターパックライト』1枚  
(お届け欄に受取者の住所・氏名・電話番号等を記載)し、一部分を折り込  
同封願います。 (“ご依頼主様保管用シール”は、剥がさないこと)  
複数更新者でも修了年月日及び修了証届け先が同じ場合、1枚にて可。  
(修了年月日や届け先が異なる場合、異なる枚数分が必要)
- ( 2 ) **申込方法**  
A4サイズ以上の封筒(申込書は折らないこと)に入れ、複数更新者の場合は、1人毎  
に区分して、全員分を一緒に纏めて送付願います。また、必ず配達記録が残る方法  
(簡易書留や宅配便など)で郵送すること。  
申込封筒の表面には「登録橋梁基幹技能者 資格更新申込書 在中」と明記のこと  
(送付先)  
一般社団法人 日本橋梁建設協会  
〒 105-0003  
東京都港区西新橋1-6-11  
TEL 03-3507-5225 FAX 03-5225-5235  
注) 申込書提出により本書記載のプライバシーポリシーに同意頂いたものとします。
- ( 3 ) **資格更新申込期間**  
現有「修了証」に記載されている有効期限の1年前の同日より有効期限までの受付となりま  
すが、通信教育期間確保のため、有効期限の3ヶ月程度前までの申込をお願いします。
- ( 4 ) **資格更新手数料**  
資格更新手数料 4,000 円  
※ 振込手数料は申込者の負担となります。  
(複数人数でも、会社名にての一括振込が望ましい)
- ( 5 ) **振込先**
- ・ 振込銀行 みずほ銀行 銀座中央支店
  - ・ 預金種別 普通預金
  - ・ 口座番号 1133294
  - ・ 口座名義 登録橋梁基幹技能者講習 (トウロクキョウリョウキカンギノウシャコウシユウ)

- ( 6 ) **必要書類** (書類に不備がある場合、更新できない場合があるので、ご注意下さい)

- ① 資格更新申込書(別紙1) 所定欄に記載、捺印、写真欄に顔写真貼付けのこと
  - ② 資格更新者実務経験証明書(別紙2)
    - イ) 今回の資格更新手続きをされる方は、「登録基幹技能者を主任技術者に位置づけることについて(事務連絡 平成29年3月28日付)」により、**建設業法第26条第1項の「主任技術者要件」を満たす実務経験証明書**とするため、現在保有の「修了証」に記載されている建設業について、建設業の種類欄「1. 鋼構造物工事業」または「2. とび・土工工事業」の何れかの番号に○印を記載し申込書作成直近までの工事の実務経験10年以上(その内、職長経験3年以上)を記載し、所属会社代表者押印の証明書を提出して下さい。
    - ロ) 複数の建設業の種類を保有している方は、それぞれの建設業ごと別々に、実務経験10年以上(その内、職長経験3年以上)を記載し、所属会社代表者押印の証明書を提出して下さい。
    - ハ) 新「修了証」(“主任技術者要件を満たす者である”との記載あり)保有の方は、2018年4月1日より更新申込書作成直近までの実務経験を記載し、所属会社代表者押印の証明書を提出して下さい。
    - ニ) 建設業の種類を追加を希望する場合は、追加希望の建設業の種類について現在保有の建設業の種類とは別に、ロ)と同様、追加希望の建設業の種類欄の番号に○印を記入し、10年以上(内、職長経験3年以上)を記載し、所属会社代表者押印の証明書を、別途、提出願います。  
(追加する建設業の種類は、所属会社の建設業許可業種に限ります)
- ※ 今回の更新要領は、事務規定改正以前の認定講習修了者及び資格更新済の方が対象であり、次回更新までの期間内に適用するものである。(経過措置参照)

- ( 7 ) **資格更新テキストおよび資格更新問題の送付**

資格更新申込をされた方には(一社)日本橋梁建設協会より「資格更新テキスト」および「資格更新問題」「改訂された関係法令」等を送付します。

- ( 8 ) **資格更新問題解答書・更新修了証記載事項確認書について**

更新申込をされた方には(一社)日本橋梁建設協会より「資格更新問題解答書・更新修了証記載事項確認書」(以下、「解答書」と呼ぶ)を送付します。

到着後、「解答書」の内容を確認し、解答欄に解答記入後、(一社)日本橋梁建設協会まで郵送にて「解答書」原本の提出をお願いします。

- イ) 送付資料より資格更新問題が出題され、「解答書」を事務局へ返送が必須となります。正答率6割以上の方を「合格」とし、更新後の新「修了証」を送付いたします。
  - ロ) 正答率6割未満の方については、解答採点后、2週間以内に、更新希望の有無確認を行い、更新希望の場合、更新問題(再試験)を送付いたしますので、所定期間内に「解答書(再試験)」原本を事務局へ返送願います。
- イ)・ロ)共に、「解答書」返送が無い場合は、資格更新が出来ませんので、ご注意願います

また、次の事項に該当する方は、以下の対応をお願いします。

- ① 記載事項に誤りがある場合は必ず、「赤」で訂正して下さい。
- ② 改姓、改名した場合は、後日、変更を証明できる公的書類(戸籍抄本等)を提出していただきます。
- ③ 申込書類に記載の生年月日を訂正した場合は、後日、確認のため公的書類(住民票等)を提出していただきます。

- ( 9 ) **資格更新期間経過後の特別措置**

有効期限経過後、6ヶ月以内に限り資格更新申込を受付ます。

有効期限より6ヶ月経過後は、資格が失効します。

ただし、有効期限を6ヶ月経過後、1年以内に限り、申込後に開催される直近1回の「認定講習試験」(受講は免除)に合格した場合のみ新規に「修了証」を発行します。

- ① 特別措置の資格更新申込の場合は、申込書に「特別措置」と追記願います。  
記入要領等は、通常の資格更新申込書の記入要領と同様とします。

- ② 認定講習試験を受験する場合の資格更新手数料  
認定試験受験の資格更新手数料 5,000 円(振込手数料はご負担願います)  
資格更新テキストは送付しますが、認定会場での試験のため「解答書」はありません。
- ③ 有効期限を経過した場合は、経営審査事項等における加点対象とはなりません。

※ 有効期限切れ後12ヶ月以上経過した場合は、新規受講対象者となり、改めて認定講習及び認定試験を受験し、合格すれば、有資格者となります。

( 10 ) 新「修了証」の発送および旧「修了証」の取扱い

資格更新後の「修了証」発送は、有効期限の1ヶ月前頃を目途に送付予定です。  
資格更新申込が1ヶ月前頃または有効期限後の場合、有効期限を過ぎてからの「修了証」発送となりますので、予め、ご承知おき願います。

なお、有効期限より2ヶ月以上前に更新手続き処理済(「解答書」送付済)の方で、有効期限1週間前になっても到着しない場合は、下記の問い合わせ先に電話にて照会して下さい。

資格更新時に旧「修了証」の回収は行いませんので、新「修了証」受領後、各自で処分をお願いします。

( 11 ) 問合せおよび連絡先

- イ) 資格更新に関し、ご不明な点がある場合
- ロ) 資格更新後に変更(例:所属会社を変更された方や、住所等変更)がある場合はその都度、下記宛先まで、電話やFAXにてご連絡下さい。

一般社団法人 日本橋梁建設協会 事務局 「登録橋梁基幹技能者担当」宛  
〒 105-0003  
東京都港区西新橋1-6-11  
TEL 03-3507-5225 FAX 03-3507-5235

( 12 ) 資格更新手続き期間

平成26年8月1日交付日以前の「修了証」保有者で、資格更新をされていない方は、既に資格失効のため、新規に認定講習を受講され、試験に合格すれば有資格者となります。

**特別措置期限:** 有効期限から、6ヶ月以内に資格更新をすれば、遡って継続有資格者となれる救済期限。⇒(更新申込から更新問題解答で合格した場合)

更新	修了証発行日	更新手続き期間	特別措置期限	保有者数
1 回 目	平成27年8月1日	2019/8/1 ～ 2020/7/31	～ 2021/1/31	37
	平成27年12月1日	2019/12/1 ～ 2020/11/30	～ 2021/5/30	24
2 回 目	平成22年7月12日	2019/7/12 ～ 2020/7/11	～ 2021/1/11	34
	平成22年10月17日	2019/10/17 ～ 2020/10/16	～ 2021/4/16	10
	平成22年11月14日	2019/11/14 ～ 2020/11/13	～ 2021/5/13	10

## プライバシーポリシー

1. 法令の遵守  
(一社)日本橋梁建設協会は、登録橋梁基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令等を遵守します。
2. 利用目的  
(一社)日本橋梁建設協会が登録橋梁基幹技能者の個人情報を取得する利用目的は次の通りです。ここに定めない目的で取得する場合は、橋梁基幹技能者の個人情報を取得する時に、あらかじめ利用目的を明示して行います。
  - ① 登録橋梁基幹技能者に鋼橋に関連した情報提供をするため
  - ② 登録橋梁基幹技能者の修了証発行等のため
  - ③ 資格制度を整備するデータベースのため(ホームページ等で氏名・資格番号・勤務先を公表します)
  - ④ 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
3. 適正な取得  
(一社)日本橋梁建設協会は、登録橋梁基幹技能者の個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはいたしません。
4. 第三者への提供  
(一社)日本橋梁建設協会は、次の場合を除き個人情報を第三者に提供することは致しません。
  - ① 登録橋梁基幹技能者より、あらかじめ同意を得ている会社に提供する場合
  - ② 法令に基づく場合
  - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があつて、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
  - ⑤ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
5. 開示・訂正・削除  
(一社)日本橋梁建設協会は個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めます。また、登録橋梁基幹技能者から両団体が保有している個人情報の開示を求められたときは所定の手続きに基づき速やかに開示します。その結果、万一誤った情報があれば速やかに訂正または削除致します。
6. 安全管理  
(一社)日本橋梁建設協会は、取扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止、その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
7. 個人情報管理者の指導・監督  
(一社)日本橋梁建設協会は、個人情報を担当者に取扱わせるにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように継続的に指導するとともに、適切な監督を行います。
8. 委託先の監督  
(一社)日本橋梁建設協会は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する適切な監督を行います。
9. 苦情対応  
(一社)日本橋梁建設協会は、個人情報の取扱いに対する苦情について、適切かつ迅速な対応を致します。  
取扱いに関する窓口：(一社)日本橋梁建設協会      電話 03-3507-5225